

監査公表第28-2号

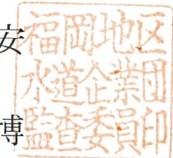
地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同条同項の規定により公表する。

平成29年2月15日

福岡地区水道企業団

監査委員 打越基安

監査委員 北崎和博



総第753号

平成29年2月3日

福岡地区水道企業団

監査委員 打越 基安 様

監査委員 北崎 和博 様

福岡地区水道企業団

企業長 諫山 和仁



平成28年度定期監査結果に対する措置について（通知）

標記につきましては、平成28年12月26日の監査結果報告後に措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事務監査

(1) 指摘事項（水質センター）

特殊勤務実績簿に記載された特殊勤務の従事時間について、年休が取得されていたものがあった。

今後、実績確認及び手当の支給にあたっては、適正な事務処理をされたい。

(2) 措置状況（水質センター）

特殊勤務手当の過誤支給については、直ちに戻入処理を行うとともに、課内ミーティングにおいて今回の指摘事項を周知し、申請者本人及び監督者によるチェックを徹底するなど、課内チェック体制の強化を図りました。

2 工事等監査

(1) 指摘事項（牛頸浄水場）

工事設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めらるもの。

- ・牛頸浄水場 大佐野ポンプ場外 4箇所遠方監視制御装置更新工事

（契約金額 80,460,000円）

本工事は、牛頸浄水場からポンプ場2か所と配水池2か所を監視制御する装置の更新を行うものである。監視制御装置間の組み合わせ試験費が計上されているが、必要以上の試験費が計上されている。

今後は、積算基準による適正な設計積算に改められたい。

(2) 措置状況（牛頸浄水場）

今回の指摘事項については、所属内にて平成28年12月に説明会を実施し、職員に周知徹底を図りました。

現在、積算時に使用している「工事発注用チェックリスト」に指摘項目を追加記載し、課内のチェック体制の強化を図ることとしております。